33　平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十三第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令第四十八条の十一の十二第一項の規定を適用する。

34　法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		
の計算	並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（次項及び第九項において「旧法人税法」という。）第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算	並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）第三十七条の十四第一項に規定する個別控除対象外国地方税の額の計算
第二項		
道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に	道府県民税の控除限度額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第三十四条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）及び市町村民税の控除限度額（地方税法施行令改正令附則第三条第三項の規定により読み替えられた第九条第七項に規定する市町村民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）の合計額に	道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に
前三年内事業年度	前三年内事業年度等（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する前三年内事業年度等をいう。以下この条において同じ。）	
の事業年度において	の事業年度又は連結事業年度において	
第百四十四条の二の規定並びに	第百四十四条の二の規定並びに四年旧法人税法第八十一条の十五の規定並びに	
並びに法	並びに所得税法等改正法第四条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法第十二条第二項の規定並びに法	

第八項		
により控除する	国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額	
のもの	のもの	
前三年内事業年度により控除する	国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額	
又は旧法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除する	国税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する国税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。）、道府県民税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する道府県民税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。）又は市町村民税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。）	
前三年内事業年度等	前三年内事業年度	
又は連結事業年度のもの	この項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二項の規定により控除する	
又は連結事業年度のもの	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた地方税法施行令第四十八条の十三第九項の規定により控除する	
第九項第一号		
合併前三年内事業年度等	合併前三年内事業年度	
又は各連結事業年度をいい	各事業年度の	
又は連結事業年度を除くもの	各事業年度又は各連結事業年度の	
	第二項	
	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二項	
	以後	
	又は連結事業年度以後	
	のもの	
	又は連結事業年度のもの	
	この項の規定により控除する	
	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた地方税法施行令第四十八条の十三第九項の規定により控除する	